

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤墳理君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	片岡兼男君
総務課長	北村嘉彦君	企画調整課長	藤塚康孝君
税務課長	藤江和明君	健康福祉課長	小川裕司君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	多賀靖君
建設課長	小森俊宏君	産業課長	立川昭雄君
上下水道課長	太田宣男君	会計管理者兼 会計課長	中嶋努君
消防主任	廣瀬太佳夫君	教育長	和田満君
学校教育課長	藤塚正博君	生涯学習課長	川瀬桂一郎君

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	古藏敦	書記	陸田友彦
書記	広瀬有里		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第68号 令和元年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

日程第3 議第69号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

日程第4 議第70号 垂井町障害者福祉手当条例の一部改正について

日程第5 議第73号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第5号）

日程第6 議第74号 令和2年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第7 議 第 75号 令和2年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議 第 76号 令和2年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議 第 77号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第6号）

日程第10 議会議案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（後藤省治君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

初めにお願いがございます。

感染症の予防に取り組むため、今定例会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用を含むせきエチケットなどの御協力をお願いいたします。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、7番 中村ひとみ君、8番 安田功君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

○議長（後藤省治君） 日程第1、諸般の報告を行います。

開会中に検査結果の報告が1件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

日程第2 議第68号 令和元年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

○議長（後藤省治君） 日程第2、議第68号 令和元年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、決算審査特別委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長 藤埴理君。

〔決算審査特別委員長 藤埴理君登壇〕

○決算審査特別委員長（藤埴理君） ただいま議題となりました議第68号 令和元年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について、決算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、今定例会第1日の会議において設置、付託された後、9月2日から計5日にわたり開催いたしました。審査に当たっては、歳入においては収入未済額及び不納欠損額の主なものについて、歳出においては不用額及び流充用の主なもの、また、翌年度繰越額について執行部担当所管から説明を聴取し、議決した予算の目的に従って執行されたかどうか、また行政効果はどうであったかを主眼に置いて慎重に審査をいたしました。そして、採決の結果、本委

員会としましては認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のとおり意見を付するものです。

1. 事務事業の見直しについて。

庁舎建設事業等の大きな財政出動があり、今後も公共施設の老朽化に伴う改修等の財政負担が見込まれる。そのため、実質公債費比率や将来負担比率に注視し、全ての事務事業について財政健全化の観点から不断の見直しを行い、効率的かつ計画的な財政運営に当たられたい。

2. 歳入歳出補正予算について。

実質収支比率は9.9%で、一般的に望ましいとされている3%から5%程度の範囲を超えている。歳入歳出問わず適宜補正し、新たな事業への展開や基金への積立てをされたい。

3. 基金の運用について。

基金については、安定した財政運営を行う上で重要な役割を果たしている。将来の財政負担に備え、計画的な基金への積立てをされたい。また、未活用となっている基金についても在り方を検討されたい。

以上、報告を終わります。

○議長（後藤省治君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は、これを認定すべきものとなっております。

議第68号 令和元年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定については、これを委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

日程第3 議第69号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第3、議第69号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第69号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第70号 垂井町障害者福祉手当条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第4、議第70号 垂井町障害者福祉手当条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第70号 垂井町障害者福祉手当条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第73号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第5号）

○議長（後藤省治君） 日程第5、議第73号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第73号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第5号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第74号 令和2年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（後藤省治君） 日程第6、議第74号 令和2年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第74号 令和2年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第75号 令和2年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（後藤省治君） 日程第7、議第75号 令和2年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第75号 令和2年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第76号 令和2年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（後藤省治君） 日程第8、議第76号 令和2年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第76号 令和2年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり

可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第77号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第6号）

○議長（後藤省治君） 日程第9、議第77号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第77号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ1,649万5,000円を追加し、予算総額を120億1,250万6,000円といたすものでございます。

補正いたします主なものにつきましては、衛生費では保健衛生費におきまして、高齢者等インフルエンザ予防接種に係ります委託料及び扶助費につきましては、それぞれ増額の措置を行いました。

また、災害復旧費では農林水産施設災害復旧費におきまして、林道池田～明神線災害復旧測量設計に係ります委託料につきましては、同じく増額の措置を行った次第でございます。

なお、財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

細部にわたりましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

○総務課長（北村嘉彦君） 議第77号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第6号）について、補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,649万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億1,250万6,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページの歳出から説明をさせていただきます。

款4衛生費、項1保健衛生費でございます。

目6保健センター費におきまして、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、秋以降のインフルエンザとの同時流行のリスク軽減を図るため、高齢者、妊婦等にインフルエンザ予防接種費用を助成するもので、委託料で1,489万5,000円の増額、扶助費で10万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目3林道災害復旧費におきまして、林道明神線の災害復旧に向けまして、測量業務に委託料で150万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、歳出合計1,649万5,000円の増額でございます。

続きまして、歳入、5ページをお願いいたします。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金におきまして、収支の均衡を図るため1,649万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第77号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第6号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議会議案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について

○議長（後藤省治君） 日程第10、議会議案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

6番 江上聖司君。

〔6番 江上聖司君登壇〕

○6番（江上聖司君） 議会議案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなっています。

す。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されます。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、次の事項を確実に実現されるよう、強く要望するものであります。

1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3. 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5. 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新設新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議会議案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって令和2年第5回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前9時23分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 後 藤 省 治

会議録署名議員 中 村 ひ と み

会議録署名議員 安 田 功